

2025年6月30日

株主各位

東京都港区港南二丁目12番32号
株式会社サンリツ
代表取締役社長 柴本 守人

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2025年6月30日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 40,000株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金810円
4. 給付金額の総額	金32,400,000円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年6月30日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役2名、執行役員6名及び使用人45名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金32,400,000円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金810円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 2名 6,800株 当社の執行役員 6名 11,900株 当社の使用人 45名 21,300株 ※業務執行を伴わない取締役及び監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年7月17日

以上